

統 審 議 第 8 号

平 成 1 3 年 10 月 12 日

総務大臣

片山 虎之助 殿

統計審議会会長

竹 内 啓

諮問第 2 7 6 号の答申

石油製品需給動態統計調査等需給・流通統計調査の改正について

経済産業省は、石油製品需給動態統計調査（指定統計第 5 1 号を作成するための調査）、繊維流通統計調査（指定統計第 1 9 号を作成するための調査）、石炭需給動態統計調査（指定統計第 2 7 号を作成するための調査）、非鉄金属等需給動態統計調査（指定統計第 4 9 号を作成するための調査）及び紙流通統計調査（指定統計第 9 5 号を作成するための調査）の需給・流通統計調査について、これらの調査の発足当時とは異なる供給力過剰の時代となり、需給調整の必要性が低下したこと等を踏まえ、報告者負担の軽減にも資する観点から、需給動向の実態把握の簡素化を図るため、以下の改正を行うことを計画している。

- (1) 石油製品需給動態統計調査については、平成 1 4 年 1 月調査以降、調査対象範囲の変更、調査対象数の削減、調査事項の変更、経済産業省生産動態統計調査（指定統計第 1 1 号を作成するための調査）の調査票との一部統合等を行った上で、引き続き、指定統計調査として実施する。
- (2) 繊維流通統計調査及び非鉄金属等需給動態統計調査については、平成 1 4 年 1 月調査以降、指定統計調査から統計報告の徴集へ変更し、調査対象範囲の変更、調査対象数の削減、調査事項の変更等を行った上で実施する。
- (3) 石炭需給動態統計調査及び紙流通統計調査については、平成 1 3 年 1 2 月分調査をもって中止する。

本審議会は、今回の改正計画全般について、諮問第 2 4 2 号の答申「統計行政の新中・長期構想」の提言等を踏まえ審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

## 記

### 1 今回の改正計画

#### (1) 調査体系

需給・流通統計調査は、調査品目ごとの需給バランスや需要構造の動態的観察といった需給動向の把握を主目的として昭和20年代に開始され、調査開始当初は、主に戦後の経済統制下における物資の割当て、配給監査等のための基礎資料として利用されてきた。その後、昭和30年代から40年代にかけて、物資割当制度のための基礎資料から、経済分析、個別産業の需給調整等のための基礎資料へと利用目的が変化してきた。

しかし、現在では、これらの調査の対象となる製品については、調査の発足当時とは反対に供給力過剰の時代となり、基礎資材の供給不安が解消し、需給調整の必要性が低下してきている。また、需給・流通統計調査の調査対象品目の生産財全体に占める割合も大きく低下しており、流通在庫の把握等の経済分析のための基礎資料としての役割も小さくな

っ

てきている。

このような中で、石油製品については、供給不安が依然として残っており、石油製品需給動態統計調査の結果は、石油備蓄法（昭和50年法律第96号）による緊急時対応のための備蓄量の算定等に利用されている。

このようなことから、需給・流通統計調査については、石油製品需給動態統計調査を除き、発足当時に比べ、調査の重要性は低下していると考えられ、今回の改正計画における需給・流通統計調査の調査体系の変更については、以下のとおり、適当と認められる。

ア 石油製品需給動態統計調査については、引き続き、指定統計調査として実施する計画である。これについては、前述のように、本調査の結果は石油備蓄法に基づく緊急時対応のための備蓄量の算定等に利用されるものであり、石油の安定供給を図るための正確なデータを把握するという重要性は今後とも変わらないと考えられることから、適当と認められる。

イ 繊維流通統計調査及び非鉄金属等需給動態統計調査については、需給調整の必要性の低下、経済分析の基礎資料としての役割の低下等を踏まえ、現行の指定統計調査から統計報告の徴集（承認統計調査）へ変更して調査を実施する計画である。これについては、供給不安の解消等により、国民経済上の観点からは調査の重要性が低下しているものの、繊維原料及び繊維製品に関する施策のための基礎資料、並びに非鉄金属等の安定的かつ効率的な供給の確保を図るための基礎資料を得るという行政施策上の必要性は今後とも存在すると考えられることから、適当と認められる。

ウ 石炭需給動態統計調査及び紙流通統計調査については、石炭政策の終了、紙に関する需給見通し策定の必要性の低下等行政施策上の必要性も乏しくなったことから、中止する計画である。これについては、流通在庫等に占める役割も小さく経済分析上の役割も小さく

なっていること、今後とも必要と考えられる供給量の傾向把握については、貿易統計、経済産業省生産動態統計調査等で代替できること等から、適当と認められる。

## (2) 調査対象、調査事項等

### ア 石油製品需給動態統計調査

#### 1) 調査票の構成及び調査対象

石油製品需給動態統計調査の調査票の構成については、調査の効率化・簡素化及び報告者負担の軽減を図る観点から、ガソリンスタンド等の石油製品の販売業者を対象とする「石油製品販売業者月報」を中止する計画である。また、原油の直接受入業者等を対象として原油の受入れ、出荷状況等を調査している経済産業省生産動態統計調査の「石油製品月報（その2）」を、調査事項を簡素化した上で、「石油製品製造業者・輸入業者月報（その4）」として、本調査に組み入れる計画である。これにより、調査客体数については、現行の4,235事業所から380事業所に削減する計画である。

「石油製品販売業者月報」の中止については、小規模の調査対象事業所が多数存在し、その動向を正確に把握することが困難になってきていること、これらを除いた元売り等の販売業者が燃料油在庫の大半を有しており、「石油製品製造業者・輸入業者月報」による元売り等の販売業者に対する調査で需給動向の把握が可能であること等から、適当と認められる。また、経済産業省生産動態統計調査からの組入れについては、原油の受入れ、出荷状況等を把握するという調査内容からみて、需給統計調査に含めることが適当と考えられること、調査対象についても、おおむね石油製品需給動態統計調査と一致していること等から、適当と認められる。

#### 2) 調査事項

石油製品需給動態統計調査の調査事項については、需給動向の実態把握の簡素化及び報告者負担の軽減を図る観点から、「B重油」と「C重油」の統合、「ローサルファー重油」の削除等を行う計画である。これについては、B重油の生産が非常に少なくなっていること、脱硫装置の完備によりローサルファー重油を特掲して把握する必要性が乏しくなってきたこと等から、適当と認められる。

### イ 繊維流通統計調査

#### 1) 調査対象

繊維流通統計調査の調査対象については、流通動向の実態把握の簡素化及び報告者負担の軽減の観点から、調査対象を事業所から企業へ変更し、現行の約800事業所から約700企業に変更する計画である。これについては、調査客体数は減少するものの、調査のカバレッジについてはほぼ従来どおり確保されること及び事業所単位の情報が必要とされる地域別集計のニーズが低下していることから、適当と認められる。

#### 2) 調査事項

繊維流通統計調査の調査事項については、流通動向の実態把握の簡素化、報告者負担の軽減等の観点から、原料月報における産地国別内訳の削除、織物月報における月末在

庫内訳の削除等を計画している。これについては、行政上も詳細な情報を把握するニーズが低下していること、輸入に関しては貿易統計で代替できること、業界等における利用面についても問題がないと考えられること等から、適当と認められる。

#### ウ 非鉄金属等需給動態統計調査

##### 1) 調査対象

非鉄金属等需給動態統計調査の調査対象については、報告者負担の軽減を図る観点から、アルミニウム関連のみを消費する事業所を調査対象から除くことにより、現行の約1,300事業所から約900事業所に削減する計画である。これについては、今後とも必要となるアルミニウム関連の情報について、業界団体の資料により代替可能であると考えられることから、適当と認められる。

##### 2) 調査事項

非鉄金属等需給動態統計調査の調査事項については、需給動向の実態把握の簡素化、報告者負担の軽減等を図る観点から、「アルミニウム」等及び「マグネシウム」の削除、「電気鉛又は乾式鉛」から「電気鉛」への変更等を計画している。これについては、アルミニウムについては業界団体の資料で代替できること及びその他については、我が国における生産がない又は非常に少ないものであり、利用面についても問題がないと考えられることから、適当と認められる。

##### (3) 調査系統

今回の改正計画では、石油製品需給動態統計調査及び繊維流通統計調査について、平成14年1月調査以降、「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本計画」（平成11年4月27日閣議決定）の趣旨を踏まえ、民間機関へ調査事務の一部を委託する計画である。具体的には、石油製品需給動態統計調査においては、経済産業局経由となっていた調査系統を変更し、調査票の配布及び集計に関する事務については民間機関に委託するが、指定統計調査であることから調査票の回収及び審査については、国が行う計画である。また、繊維流通統計調査においては、都道府県経由となっていた調査系統を変更し、調査票の配布、回収、審査及び集計に関する事務を民間機関に委託する計画である。

これについては、民間においても十分な能力を持つ調査機関が存在すること、国における事務の効率化に資するものであること等から、適当と認められる。

なお、委託先調査機関の選定に当たっては、調査内容に関する知識が十分あること、調査客体の協力が得られ、調査票の回収率が確保されること等を勘案して選定する必要がある。また、委託の際には、契約において守秘義務等を明確にし、調査客体に誤解を与えないようにするとともに、回収率の確保等について十分指導することが必要である。

##### (4) 集計様式及び結果の公表

集計様式については、調査事項の変更に対応した集計区分の変更等を行う計画であり、これにより必要な需給動向が適時、的確に明らかになることから、おおむね適当と認められる。

しかしながら、今回の改正に伴い、各統計調査の結果において、時系列データの断層が生じることから、この点について、結果報告書において利用者に十分説明することが必要である。

なお、具体的な説明内容については、変更内容等について十分な情報を提供するとともに、接続方法等について利用者に誤解を与えないように配慮する必要がある。

## 2 その他

調査事務の民間機関への委託に伴う調査系統の変更、事業所ベースから企業ベースの調査への変更等、今回の改正計画において従来の調査から変更される点については、調査を円滑に実施する観点から、変更される内容や新しい調査方法等について、調査客体に分かりやすく説明し、周知を図ることが必要である。